

**乳 子 青 医療証は毎年10月更新です。新しい医療証は毎年9月末までに発送します。**

## 乳・子・青 医療証 利用の手引き

文京区では、文京区に住所があり、健康保険に加入している子ども全員に医療証を交付しています。子ども医療証は、年齢によって呼び方が異なります。

**乳 医療証**： 小学校入学前の乳幼児

**子 医療証**： 小学校入学時から中学校卒業前までの義務教育就学児

**青 医療証**： 高校生相当年齢の子ども(令和5年4月1日より助成事業開始)

健康保険証の内容が申請時のものから変更になった場合は、必ずお知らせください。

文京区から区外へ転出する場合は、子育て支援課児童給付係に医療証をお返しく下さい(郵送可)。

### 助成の範囲

**入院・通院に係る保険診療の自己負担分を助成します。**保険診療であれば、全国どこの医療機関で受診しても助成対象となりますが、東京都内であれば現物給付(窓口での自己負担なし)、東京都外及び子ども医療証を取り扱っていない医療機関での受診は現金給付(窓口でいったん支払いを行い、後日払い戻し)となります。

入院時の食事療養標準負担額、加入健康保険が支給する医療費、日本スポーツ振興センターが支給する医療費(※)及び薬の容器代や差額ベッド代などの保険診療対象外経費は助成対象外です。

#### ※日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校、幼稚園等における活動でケガをしたり病気にかかって診療を受けた場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が利用できる場合があります。この制度を利用する場合、いったん現金で自己負担分をお支払いいただいたのち、日本スポーツ振興センターから自己負担分と見舞金が給付されますので、子ども医療証は使用なさらないようお願いいたします。

### 取扱医療機関《医院・歯科医院・調剤薬局・接骨院など》

東京都内の取扱医療機関では、健康保険証(※)と子ども医療証を窓口にご提示ください。窓口での自己負担はありません。

※オンライン資格確認を導入している医療機関では、健康保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できます。

なお、医療証を取扱わない医療機関もありますので、受診前に医療機関窓口でご確認ください。以下の場合はいったん支払をした後に、支給申請(裏面参照)を行ってください。

- ・東京都以外の医療機関で受診した場合
- ・医療証の取扱のない医療機関で受診した場合
- ・東京都以外の国民健康保険組合に加入している場合
- ・医療証を持参しなかった場合
- ・資格証明書で受診した場合 など

## **支給申請**《医療費の払い戻し》

医療証が使用できなかった場合は、支給申請を行い、払い戻しを受けることができます。支給申請は、受診から概ね2年以内を目安にご申請ください。

### 【支給申請に必要なもの】

- ・子ども医療助成費支給申請書  
(要:朱肉をつける印鑑、振込先金融機関情報、健康保険証情報)
- ・子どもの氏名、保険点数等が記載された領収証の原本(コピー不可)

支給申請書は、児童給付係の窓口においてあるほか、郵送での取り寄せ、文京区ホームページからのダウンロードで入手することができます。窓口で申請なさる場合、朱肉をつける印鑑、振込先金融機関等の口座情報、子ども医療証、健康保険証が必要ですので、ご持参ください。郵送でのご申請の場合、郵送事故等の責任は負いかねますので、特定記録郵便等のご利用をおすすめします。なお、ゆうちょ銀行の口座を指定いただく場合は、必ず「振込用の店名・預金種目・口座番号」であることをご確認のうえ、ご記入ください。

通常、支給申請受付から約2ヵ月後の振込となりますが、治療費が高額の場合は加入健康保険組合に確認の問い合わせを行うため、振込までに時間を要することがあります。

### ※総医療費(10割分)を支払った場合(健康保険加入前、補装具など)

領収証と医師の証明書のコピーを保管のうえ、健康保険負担分を加入健康保険に請求してください。加入健康保険が発行する支給決定通知書の原本と、領収証(写し)及び医師の証明書(写し)を準備いただくと、残りの医療費の支給申請を行うことができます。

なお、文京区国民健康保険加入の場合、支給決定通知書、領収証のコピーは不要です。

### ☆ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(最初に作られた薬)の特許終了後に厚生労働省の認可のもとで、製造・販売された薬で、成分・効能は同等でも開発に係るコストが少ないため、先発医薬品よりも安いというメリットがあります。

医師や薬剤師と相談しながら、積極的にジェネリック医薬品を活用しましょう。

※ジェネリック医薬品がない場合や切り替えられない場合がありますので、詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

**☆住所、健康保険証の内容等に変更が生じた場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください☆**  
(届出及びお問い合わせ先)

## **文京区子育て支援課児童給付係**

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 シビックセンター5階南側  
コールセンター:03-5803-1288